主任技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和５年１月１日改正
能美市総務部管財課

主任技術者について

１　主任技術者の専任制の緩和について

国土交通省からの通知（「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成２６年２月３日付国土建第２７２号）に基づき、「建設業法施行令第２７条第２項の当面の取扱いについて、同条第１項に規定する工事のうち、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる」とされていますが、能美市が発注する建設工事における取扱いについては、当面の間、次のとおりとします。

【市が発注する建設工事における専任性の緩和要件】

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。なお、<u>この規定については、監理技術者には適用されません</u>ので、ご注意願います。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は 施工にあたり相互に調整を要する工事	かつ	工事現場の相互の間隔が 10ｋｍ程度の近接した場所にある場合

<u>兼務できる工事数（専任が必要な工事を含む場合）：　２件程度</u>

ただし、次の工事は、兼務を認めません。
- 新工法を採用した工事
- 施工条件が厳しい工事
- 第三者に対する影響が大きい工事
- トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
  （下請金額の合計が 4,500 万円（建築一式は 7,000 万円）以上）等

２　主任技術者の兼務に関する手続きについて

現在、施工中の他工事（発注機関を問わない）に<u>専任で配置している主任技術者</u>を、別の能美市発注工事にも主任技術者（専任・非専任を問わない）として配置しようとする場合は、**主任技術者の兼務承認申請書（様式１）**により、承認を受ける必要があります。

現場代理人について

3　現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

契約額が 4,000 万円（建築一式工事においては 8,000 万円）未満の工事であること	かつ	発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること	かつ	工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること

4　現場代理人の兼務について

上記３により兼務を認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

兼務する工事の件数　：　３件まで
兼務する工事の範囲　：　工事現場間の移動距離が、概ね 30 分以内であること
兼務する工事の契約額：　兼務する工事の契約額の合計が、概ね 8,000 万円未満であること
ただし、契約額が 4,000 万円(建築一式工事については、8,000 万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと
【他の工事の専任技術者でないこと】

5　現場代理人の兼務に関する手続きについて

現在、施工中の他工事（発注機関を問わない）に配置している現場代理人を、他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**現場代理人の兼務確認申請書（様式２）**により、その確認を受ける必要があります。

主任技術者と現場代理人を兼務した場合について

6　同一の請負契約での兼務について

能美市建設工事標準請負契約約款（第１１条）により、同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互にこれを兼務することができます。

7　主任技術者の兼務が承認された場合について

当面の間、同一の請負契約での現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても上記３、４に関わらず、当該承認の範囲で兼務することができます。